

障がい者作品展

障害者週間にあわせて、障がい者作品展を開催します。ぜひご覧ください。

- ▶とき／12月3日(火)～13日(金) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日を除く。最終日は午後3時まで
- ▶ところ／市役所本庁舎1階ロビー
- ▶内容／市内の障がい者が作成した絵画や工作などの展示、今回の特集で紹介した荻下丈さんの作品も展示
- ▶問合せ／障がい福祉課 (☎47-7298) へ



障がい者理解啓発講演会

～ひとりひとりと向き合って～

市は、障がいに対する理解を深め、障がいのある人もない人も、みんなが笑顔で共に暮らせる街をつくるため、障がい者理解啓発講演会を開催します。

- とき／12月7日(土) 午後1時30分～3時
- ところ／総合福祉会館5階ホール
- 内容／写真家で映画監督の大西暢夫さんによる、精神科病棟での取材活動を通して感じたことやエピソードなどの講演
- 申込／障がい福祉課 (FAX81-5500、☎47-7298) へ

**見逃さないで**  
障がい者への虐待は絶対にあってはならないことですが、無意識に虐待をしていたり、虐待を受けている人自身が虐待を受けている認識がないこともあります。また、その多くが他人の目に触れにくい家庭や施設の内部で起こるために、発覚しにくいのが現状です。

「障害者虐待防止法」には、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と虐待行為を禁止するとともに、虐待に気づいた人の通報義務が定められています。

市は障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の防止

虐待になる例

- 身体的虐待 (殴る蹴るなど)
- 心理的虐待 (のしりや無視など)
- 性的虐待 (性的ないやがらせなど)
- 放棄・放任 (食事を与えないなど)
- 経済的虐待 (年金を渡さないなど)

と早期発見、家族などへの支援に努めています。虐待に気づいたときは、同センター (☎73-0202) へご連絡ください。

ご利用ください

障がい者のための各種相談窓口

市は、地域で生活する障がいのある人やその家族の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した生活が送れるように支援するため、各種相談窓口を設置しています。



それぞれの窓口には、専門の相談員が配置され、福祉サービスの利用や就労に関することなど、いろいろな相談に対応します。

詳しくは、各相談窓口にお問い合わせください。

種別	施設名	連絡先
身体障がい	大垣市障がい者生活支援センター(馬場町)	☎75-0183
知的障がい	大垣市柿の木荘(古宮町)	☎89-9503
	相談支援事業所 ゆう(不破郡垂井町)	☎84-2161
精神障がい	地域活動支援センター せせらぎ(中野町)	☎81-8521
	精神障害者地域生活支援センター グリーンヒル(海津市南濃町)	☎55-2501
発達障がい	西濃圏域発達障がい支援センター(和合新町)	☎090-9228-7395
障がいに関する全般	大垣市障がい者基幹相談支援センター(障がい福祉課内)	☎47-7298
就労	大垣市障がい者就労支援センター(馬場町)	☎78-8186

障がい者マークをご存じですか？

街やお店の入り口などで見かける「障がい者マーク」は、障がいのある人に配慮した施設であることや、必要な配慮について表示しているものがあります。障がい者マークを見かけたときは、ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、障がい福祉課 (☎47-7298) へ。

マーク	マークの説明
	<b>身体障がい者標識</b> 肢体(したい)不自由の障がい者が、運転する場合に車に表示するマークです。この場合、ほかの自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。
	<b>聴覚障がい者標識</b> 聴覚障がい者が、運転する場合に車に表示するマークです。この場合、ほかの自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。
	<b>障がい者のための国際シンボルマーク</b> 障がいを持つ人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。このマークのある駐車場やトイレなどでは、障がいのある人の利用に配慮しましょう。 ※このマークは、全ての障がい者を対象としています。 ※個人の車に表示することは、シンボルマーク本来の趣旨とは異なりますので、障がいのある人が乗車していることを周囲に知らせる程度のものであります。道路交通法上の規制を免除されるなどの効力は発生しません。
	<b>盲人のための国際シンボルマーク</b> 視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられるマークです。信号、音声案内装置、国際点字郵便物、書籍などに使用されています。
	<b>耳マーク</b> 聴覚障がい者が、自らの障がいを表すために身につけるマークです。 このマークをつけた人と話すときは、「はっきり口元を見せて話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。
	<b>ほじょ犬マーク</b> 身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の同伴を啓発するマークです。補助犬はペットではなく、体の不自由な人の体の一部となって働いています。 補助犬を連れてくる人を見かけた場合は、ご理解とご協力をお願いします。
	<b>オストメイトマーク</b> 人工肛門・人工ぼうこうの人たち(オストメイト)のための施設があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口や案内誘導プレートに表示されています。
	<b>ハート・プラスマーク</b> 身体内部に障がいがある人を表すマークです。内部障がいがある人は外見から分かりにくいので、さまざまな誤解を受けることがあります。このマークを目にしたら、身体内部に障がいがあることを理解して配慮しましょう。
	<b>ヘルプマーク</b> 義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。このマークを身に付けた人を見かけた場合は、電車やバス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。